

愛媛県立松山城北特別支援学校（仮称）  
校舎整備事業  
【審査基準】

令和6年7月  
愛媛県教育委員会事務局指導部  
特別支援教育課

## 審査基準及び配点

### 1 審査の基本方針

事業選定のための審査は、参加者から提出された提案書を基に下記の項目について、提案内容を審査委員会が総合的に判断し、優先交渉権者を決定する。

### 2 審査基準

評価・判定は、各評価項目において次に示す5段階により行う。但し、事業費評価については、別途定める方法において行う。

判定	評価	採点
S	非常に優れた提案内容であり、本件の要求水準を十分に満たしている。	×1.0
A	優れた提案内容であり、本件の要求水準を満たしている。	×0.8
B	本件の要求水準を満たしている。	×0.6
C	本件の要求水準を満たしていない。	×0.4
D	本件の要求水準を満たしておらず、また、必要な記述が無い。	×0.2

### 3 審査項目及び配点表

審査は、参加表明時の書類審査（10点）、整備方針評価（提案内容評価）（70点）、地域経済評価（10点）、事業費評価（10点）の合計100点満点で評価する。

#### (1) 書類審査

審査項目	評価基準	審査の視点	最高点
企業グループ	各企業の経営状況	・ 直近3ヵ年の財務諸表評価	5
	企業の実績	・ 類似施設または公共施設の実績、規模 ・ 担当者（管理技術者・監理技術者）の資格、経験、業務実績	5
	合計点数		10

(2) 整備方針評価

審査項目	評価基準	審査の視点	最高点
整備方針 評価	全体の整備 計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学校の児童生徒が使用する校舎であることを想定した創意工夫がなされている。</li> <li>・ 校風にふさわしい外観デザインとなっている。</li> <li>・ 周辺環境への融合性、配慮がなされている。</li> <li>・ その他、優れた提案が含まれている。</li> </ul>	20
	本施設の機 能配置、動線 計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒が生活する上で、わかりやすく利用しやすく、快適な空間構成となっている。</li> <li>・ 既存教棟との接続は機能的、合理的で、安全性が確保されている。</li> <li>・ 諸室機能に応じた合理的な諸室の配置となっている。</li> <li>・ 防災性、事故防止対策に配慮した提案となっている。</li> <li>・ その他、優れた提案が含まれている。</li> </ul>	20
	本施設の性 能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がいの状態や特性に応じた構造になっている。</li> <li>・ 各諸室の機能性、利便性、合理性が検討された仕様となっている。</li> <li>・ 光熱水費などへの省エネ、省資源化の配慮がされている。</li> <li>・ その他、優れた提案が含まれている。</li> </ul>	20
	施工計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全かつ確実な工程及び施工計画への配慮がなされている。</li> <li>・ 工事期間中の騒音・振動等周辺環境への配慮について具体的に提案されている。</li> <li>・ 品質管理が適正である。</li> </ul>	10
	合計点数		

(3) 地域経済評価

審査項目	評価基準	審査の視点	最高点
地域経済 評価	地元貢献度	・ 事業を行うことにより、地元（企業・個人・地域など）に貢献・還元がなされているか	5
	県産材の使用	・ 仕上材に愛媛県産木材等を使用し、木質化を推進しているか。	5
	合計点数		

(4) 事業費評価

審査項目	点数化方法	最高点																								
提案価格	<p>最低提案価格を最高点とし、他の提案評価額については、下記の表にて算定。 ※基準は、小数点第2位以下を切り捨てる。</p> <table border="1" data-bbox="450 535 831 1061"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>得点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>最低価格</td><td>10点</td></tr> <tr><td>+1.5%以内</td><td>9点</td></tr> <tr><td>+3%以内</td><td>8点</td></tr> <tr><td>+4.5%以内</td><td>7点</td></tr> <tr><td>+6%以内</td><td>6点</td></tr> <tr><td>+7.5%以内</td><td>5点</td></tr> <tr><td>+9%以内</td><td>4点</td></tr> <tr><td>+10.5%以内</td><td>3点</td></tr> <tr><td>+12%以内</td><td>2点</td></tr> <tr><td>+13.5%以内</td><td>1点</td></tr> <tr><td>+15%以内</td><td>0点</td></tr> </tbody> </table> <p>例：提案者Aの提案価格（2億7千万円） 提案者Bの提案価格（2億8千万円） 提案者Cの提案価格（2億9千万円） の場合</p> <p>◆提案者A・・・10点 ◆提案者B・・・7点（2億8千万÷2億7千万＝+3.7%） ◆提案者C・・・5点（2億9千万÷2億7千万＝+7.4%）</p>	基準	得点	最低価格	10点	+1.5%以内	9点	+3%以内	8点	+4.5%以内	7点	+6%以内	6点	+7.5%以内	5点	+9%以内	4点	+10.5%以内	3点	+12%以内	2点	+13.5%以内	1点	+15%以内	0点	10
基準	得点																									
最低価格	10点																									
+1.5%以内	9点																									
+3%以内	8点																									
+4.5%以内	7点																									
+6%以内	6点																									
+7.5%以内	5点																									
+9%以内	4点																									
+10.5%以内	3点																									
+12%以内	2点																									
+13.5%以内	1点																									
+15%以内	0点																									

4 優先交渉権者の決定

- ① 各提案者における委員会全員の合計得点が、最も高い者を優先交渉権者として選定し、次に高かった者を次点交渉権者として選定する。
- ② 各提案者における委員会全員の合計得点を委員数で除し、その平均点が60点に満たない場合は、選外とする。また、提案者が一者の場合も同様とし、その場合は、要求水準の見直しを行い、必要に応じて再度公募を実施するものとする。
- ③ 最高得点者が複数となった場合は、事業費評価の得点の高い順とし、事業費評価が同得点の場合は、再度、審査委員会にて協議し、選定するものとする。